

湯船原新産業集積エリア(工業団地)の 廃棄物処理に係る専決処分について

小山町長 池谷 晴一



▲埋設されていた廃棄物（2018年11月）



▲廃棄物の処理が完了（2020年4月）

湯船原新産業集積エリアに埋

められていた廃棄物の処理費用
が大幅に不足することが、昨年
12月に判明しました。

今後（昨年12月以降）必要な
額は、約17億6千万円という莫
大な額ではありませんが、令和
2年1月8日に専決でごみ処理
費用を増額しました。2月4日
の臨時議会で、専決した内容に
ついて承認を求めましたが、反
対多数で不承認となりました。
専決した内容は、議会で不承認
になっても有効ですが、不承認
の理由に挙げられていました町
民の皆様への説明責任を果たす
ために、今回の経緯について説
明させていただきます。

各地区で説明会を開催する予
定でしたが、新型コロナウイルス
又感染防止の点から、紙面によ
る説明をとるにご了承いただ
けるようお願いいたします。
また、本稿によるご意見は、役
場「フロントエリア推進課」に、
手紙、FAX、メールでいただ
きますようお願いいたします。

平成30年から

町が処分を開始

湯船原新産業集積エリアから大
量の廃棄物が発見されたのは平成
30年2月です。町は、買収した土
地に埋められている廃棄物の存在
を知らなかった、また、町が行っ
た造成地から出た廃棄物だから町
が処理するとして、同年6月議会
でこの処理費約5億円の支出を認
めてもらい処理を開始しました。
当時、廃棄物混じり土の量は
約3万6千立方メートルと見込んでい
ました。

しかし、平成30年度中に処理を
完了することはできず、平成31年
度でも1億円を充てて継続して処
理することとなりました。

膨れ上がる処理費

ところが、私が新町長として就
任早々、令和元年5月になると、
さらに処理費として12億8千万
円が必要だという見積りになりま
した。

令和2年3月までに廃棄物処理
をして工業用地を売り払い、起債
（町の借金）を全額返さなければ
ならないこと、廃棄物処理に必

要な費用は事業協力会社が負担
すること（今後、廃棄物処理に
必要な費用が増えた場合は、町
の責任で処理するという約束付
き）、この団地への強い進出希
望を示している企業がいること、
事業を中断すると事業協力会社
との契約上責任問題が浮上する
こと、などを総合的に考え、予
算を増額して廃棄物処理を継続
することとし、令和元年6月議
会に提案して認めていただきま
した。

令和元年度の廃棄物の処理費が
13億8千万円と大幅に増えた理由
は、廃棄物の掘り出しが終わり、
その量が5万4千立方メートルに増えた
こと及び廃棄物の処分方法につ
いて静岡県の指導を受けて変更した
こと、でありました。

ところが、さらに、12月になり、
11月末までの業者への支払い状況
からして、廃棄物処理などに、さ
らに18億円程度が必要だという状
況が判明しました。

処理費が異常に膨れ上がった理
由は、廃棄物が見込みより重く、
かつ多かったとともに、廃棄物を
積み込み運搬する過程でも増え、
6万7千立方メートルにもなってい
たためでした。

※専決処分 緊急性あって議会を開催する時間的余裕がないとき、町長の権限で決定できること。
ただし、一番近い議会で承認を求める必要がある

やむを得ず

専決処分しました

この報告が私になされたのは令和元年12月26日でした。

先述のとおり、令和2年3月中に廃棄物を処理し、工業用地を売り払い、起債（町が借りた金）を全額返さなければならなかった中で、私は当日中に各部課長等に町議会議員宅を訪問させ、内容説明をさせるとともに廃棄物処理費の増額を認めてもらうための臨時議会を開催していただけるようお願いしました。

また、ことの重大さから、一刻も早く町民の皆様へ報告する必要があると判断し、令和2年1月6日に臨時に記者会見を行いました。

議会については、補正予算について審議をお願いする議会臨時会を開会する時間的余裕がなく、やむを得ず、地方自治法第179条の規定により1月8日に17億6千万円の廃棄物処理費等の増額を決め、予算がなく一時ストップしていた搬出作業を再開いたしました。

（3月末で、廃棄物処理などが終了し、費用は専決で増額した額よりも少なく、約11億円になりました）

処理費についての検証

この工業団地開発は、土地を買上げ、事業協力会社が造成を行うという手法で始まり、今回のように、土地売買契約後に、瑕疵（土地の利用に支障があるもの）が発見されたときは、売り主に責任があるということ（瑕疵担保責任）は、民法で定められています。

また、小山町契約規則で、町が契約を締結する際には、契約の性質や目的により必要がないと認める場合を除き、契約書に瑕疵担保責任を記載することが定められています。平成28年度から始まった土地買収に係る契約書にはその条項がありませんでした。

取得した土地から隠れた瑕疵が発見された場合に、民法の定めによらず町が責任を負うという方針にしたのであれば、議会での十分な議論はもちろん、町民の理解を得る必要がありました。

土地売買契約書に、瑕疵担保責任条項が入っていなかったことについて町議会でも質問し疑義を提起した議員もおられました。

また、この土地に大量の廃棄物が埋められていることは、過去、

小山町史や広報おやまにも掲載されるなど町の重大問題になっており、周知の事実であった、という情報も町民の皆様から寄せられています。廃棄物の存在を承知していながら、その処理に係る対応をせずに開発、土地買収を進めたのではないかと、という点についても疑問が生じています。

結局、湯船原新産業集積エリアから出た廃棄物の処理費等総額は、約30億円になりました。今回の専決前までの処理費約19億円は、事業協力会社に負担してもらったことになりましたが、残りの約11億円は町の負担になります。

この財源は、小山町への進出企業の補助金等、町の将来計画実現のために充てる予定であった総合計画推進基金（ふるさと納税）を使わせていただきますが、町民の財産を、本来であれば、町が負担する理由のない廃棄物処理に使うということになってしまいました。

お詫び申し上げます

本工業団地に埋まっていた廃棄物の処理費用につきましてには予算の追加を重ね、今回はまた、専決

処分をせざるを得ない状況を招いてしまったことに対して町民の皆様にご迷惑をお掛けし、ひいては町政に対する不信感を与えてしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

誰もが経験のない業務とはいえ、進行管理上の責任は免れませんので、関係部課長及び担当職員には厳重注意を申し渡しましたことを報告申し上げます。

今回の工業団地の開発に係る用地買収及び廃棄物処理につきましては数々の疑問がありますので、庁内での検証を進めるとともに弁護士と協議しつつ、損害の賠償責任について検討してまいります。

進出してくる企業にとっても、受け入れる町にとっても、そして貴重な土地をご協力いただいた皆様の期待に応えるためにも、重要なことだと考えています。

町民の皆様のご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

本年4月の機構改革でフロンティア推進課内に「企業誘致・雇用対策室」を設置しました。これからは優良企業の誘致に積極的に努め、小山町の発展を図って参ります。